

常任委員会の審査

本会議から付託された議案、請願・陳情等の審査の主な内容は次のとおりです。

総務企画

3月8日に総務企画常任委員会が開かれました。委員会に付託された議案は、財産を取得する議案1件、群馬県市町村会館管理組合の規約変更など4件、市助役定数条例の一部改正などの条例改正17議案を審議しました。

旧さとり跡地取得など

活発な質疑
財産の取得は、四ツ角西の旧さとり跡地（実際購入面積1847・69㎡）を7700万円で取得するものです。取得について、人の流れが四ツ角から周辺へと変わってきている。呼び戻すには改革が必要。土地の有効活用と中心商店街の活性化にどうつなげるのか等活発な質疑がありました。



有効活用が期待される旧さとり跡地

市側は、区画整理も進行中で、これからの事業展開も完成後の視点で変わってくる。観光ネットワーク等も考えながら、中心市街地活性化の調査を基本に整理して事務レベルで検討した。今後、市民参加で意見を聞き対応したいとの考えを明らかにしました。全会一致で可決されました。
助役定数条例の一部を改正する条例は、自治法改正により助役を廃止して副市

長を置くものです。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正は、15分間の休息時間を廃止するものです。

市職員の寒冷地手当に関する条例を廃止する条例は、旧伊香保町にあつた手当で合併したことにより、経過措置として1年延長されていたものを廃止するものです。以上3議案は多数決で可決されました。

そのほか、市職員の定数条例の一部を改正する条例など14議案は全会一致で可決されました。

市民経済

宮田土地改良事業

この地域は道路や用排水路の整備が遅れ、農業経営の近代化と発展を阻害しているとともに、農業集落の環境改善に支障を来しているため土地改良事業を施行するための同意で、全会一致で可決されました。

国民健康保険税条例の一部を改正する条例

国民健康保険財政の健全



赤城町宮田地区の土地改良予定地

化と保険税負担の公平化を図るため税率の改定を行うことと、地方税法の改正に伴い改正するもので、賛成多数で可決されました。

福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い改正するもので、全会一致で可決されました。

小口資金融資促進条例の一部を改正する条例

群馬県小口資金融資促進制度要綱が平成19年4月1日から一部改正されるもので、全会一致で可決されました。



指定管理者制度が導入されるばんどうの湯

勤労者生活資金融資条例の一部を改正する条例
融資限度額を「150万円以内」から「200万円以内」に引き上げるための改正で、全会一致で可決されました。

北橋温泉ばんどうの湯条例の一部を改正する条例
北橋温泉ばんどうの湯に指定管理者制度を導入することに伴い改正するもので、賛成多数で可決されました。
公の施設の指定管理者の指定について
北橋温泉ばんどうの湯に指定管理者制度を導入し管理を行わせるためのもので、賛成多数で可決されました。

建設水道

市道の廃止、認定について
市道の廃止は11路線、認定は19路線で、子持、赤城、北橋地区が対象です。いずれも、道路改良事業や各種整備事業により築造された道路の移管を受けることにより、路線を変更するため等です。

市道の廃止、認定ともに全会一致で可決されました。

渋川市公園条例の一部を改正

西原公園（三原田団地内）及び高源地ポケットパーク（中村上郷線西）を渋川市公園条例に加えるものです。



三原田団地内の西原公園



高源地ポケットパーク

管理は地元で、修繕は市が対応することになると説明がありました。西原公園内の敷石が盛り上がり、危険な場所があると指摘があり、状況を見て対応したいと答弁がされ、全会一致で可決されました。

浄化槽の設置工事

申請者負担で活発な質疑
小野上・子持地区で実施されている渋川市個別処理浄化槽条例の一部を改正するものです。個別排水処理事業及び浄化槽市町村整備推進事業により整備をしている個別処理浄化槽について、平成19年度から浄化槽市町村整備推進事業による

教育福祉

整備に一本化されます。浄化槽の設置工事において、標準的な工事以外の工事を必要とするとき、費用は申請者の負担とすることができるとなっていますが、申請者の負担とする工事が明確でないという指摘がありました。細部については規則で定めると答弁がありました。

渋川市個別排水処理事業受益者分担金徴収条例の一部改正とともに全会一致で可決されました。

教育福祉

議案審査に先立ち、金井から赤城総合支所へ移転する教育研究所、津久田・南雲学童保育クラブ、4月開園予定のこもち幼稚園、計4カ所の現地調査を行いました。



統合されたこもち幼稚園

条例改正と、赤城地区にある4カ所の学童保育クラブを民営化するために条例を廃止するものです。

地域活動支援センターでは、補助金の問題もあるがサービスの低下など、運営に支障が出ないようにしてほしいという意見がありました。こもち幼稚園では、特徴ある幼児教育を目指すように意見が出されました。

園庭や設置してある遊具、通園口の段差、コンクリートの面取りなど安全面に対して細部にわたり質疑が行われました。また、空き園舎の活用方法は地元と協議しており、南は学童クラブ、北は森林組合から要望があ



移転された教育研究所

ると説明されました。
教育研究所の移転では、赤城の商工会に一部貸借が発生します。一緒に「かけはし」の子供たちも移るが、父兄には指導員が個々に説明してあると答弁がありました。
赤城の学童クラブでは、公設公営から公設民営に移行することにより指導員の人員費、水道光熱費等の必要経費は小規模クラブほど厳しいのではないかと質疑があり、補助要綱の見直しや低所得者に対する配慮が要望されました。
各議案とも全会一致で可決されました。